

第3回那須塩原市上下水道事業審議会（下水道事業） 議事録（要旨）

- 日時：令和8年1月22日（木） 午後2時35分～午後3時40分
- 会場：那須塩原市役所西那須野庁舎 301・302・303会議室
- 出席者：委員 8名
事務局12名、日本水工設計株式会社（下水道使用料シミュレーション及び
財政収支分析支援業務受託者）2名

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事

(1)第2回審議会の振り返り

事務局より資料に基づき説明

A委員：制度が非常に複雑であるため質問させていただきたい。7ページについて、先ほど説明があった独立採算制の政府指針というのは、基準外繰入金の話か、基準内繰入金のことか、あるいは両方なのか。

事務局：独立採算が求められているのは、7ページに示されている赤字補填の部分を自分たちの財源で賄うという点である。

A委員：下水道には公共インフラとしての側面と、汚水処理という側面の両方があると思うが、その両方を使用料で賄うべきという考えか。

事務局：汚水処理に関しては独立採算、雨水排除に関しては公費負担という原則がある。雨水分は基準内繰入金として、一般会計が税金で負担している。

A委員：汚水に関する不足分が基準外繰入ということか。

会 長：汚水に関する経費は原則として私費負担、つまり利用者負担であるが、その中でも一部公費負担が含まれている。国として公費負担を認め地方交付税措置を行うものが基準内、国としては認めておらず地方交付税措置がなされないために、市が自己負担で繰り入れているものが基準外である。

A委員：雨水分はそれらとは別ということか。

会 長：雨水分はすべて公費負担である。

A委員：雨水分や公共インフラとしての部分は、今回の検討内容からは除外されているという認識でよいか。

事務局：審議の対象は汚水分のみである。下水道には使用者個人に帰する側面と、公共インフラとしての側面の双方が存在する。使用者の負担範囲については、独立採算の考えに基づき、赤字補填分までを使用者負担としている。それ以外の「基準内繰入（分流式）」として示されている部分は、公共インフラとしての特性から繰入が認められているものであると認識いただきたい。

会 長：補足する。分流式下水道の場合は、大都市の合流式と比較して、供用開始からまだ日が浅いところが多い。下水道が整備されても、接続されない限り使用料収入にはならないため、接続が進み、事業が成熟するまでは、どうしても不採算な状態が続く。また、分流式下水道は汚水管と雨水管を別々に整備するためコストが高く、構造的に採算が取りにくい。この不採算部分の経費までをすべて使用者負担とするのは困難であるため、公

費で負担する仕組みとなっている。事業が成熟し使用者が増えれば、使用料収入の割合が増加し、不採算の部分は相対的に縮小していく。このような内容を示している。7ページの図は良くできているが、これだけを一読して理解するのは難しいかもしれない。

(2)下水道使用料改定の基本方針

事務局より資料に基づき説明

会 長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見を承る。結論は24ページにまとまっている。すなわち、前回の見直し以降、状況に大きな変化がないため、使用料体系は現状維持とし、水準のみを見直すということである。具体的には、各区分の単価を一律に引き上げる形で、配分の方法や逡増度の見直しなどは行わず、全体を一律に引き上げる形での改定という内容である。

A委員：要するに、従来通り基準外繰入金と基準内繰入金を活用するということか。抜本的に改革しようということでは無いということか。

事務局：基準外の赤字部分を少しずつ減らしていく方針である。

会 長：他にご質問はあるか。特にないようであれば、一旦ここまでとし、次に下水道使用料改定案について事務局から説明を求める。

(3)下水道使用料改定案

事務局から資料に基づき説明

会 長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

B委員：3ページの設備投資に関して、過去の説明で、黒磯水処理センターの中にし尿処理施設を新設するという内容があったと記憶している。仮に那須塩原市がし尿処理のための設備投資を行わなかった場合、シミュレーション上の値上げ率がどの程度になるかという試算はあるか。もしあれば提示願いたい。

事務局：し尿処理施設については、財源をすべて関係市町から受け入れるため、基本的に本市のシミュレーションには影響しない。

B委員：設備投資の初期費用だけでなく、ランニングコストも関係市町が負担するという認識でよいか。

事務局：し尿分についてはその通りである。

C委員：今回の値上げ案は妥当とを感じるが、未接続に関する数字に変動はないか。数字自体は小さいのか。接続率はどのくらいか。

事務局：接続率を向上させる必要は認識しているが、今回の算定において接続率向上による増収分はあらかじめ見込んではいない。接続率については確認するので時間をいただきたい。

会 長：補足するが、今回の改定案の前提として、11ページの内容を再確認いただきたい。具体的には、経費回収率100%を達成するために改定を行うことが挙げられている。2点目として、一般会計からの繰入により利益が生じていることについて、決算審査意見書の指摘を受け、今回は出資金という形で本来の会計処理を行うことがある。3点目として、中長期的に、交付税措置が約2割に留まる分流式経費（基準内繰入金）の持ち出し分を削減していく方針である。これらを踏まえた改定案であることをご理解願いたい。

事務局：接続率について、回答させていただく。以前配布させていただいた「那須塩原市の下水

道」の27ページに掲載しているが、令和6年度末現在での水洗化率は92.46%となっている。

A委員：今後の方向性について、経費回収には減価償却費なども含まれると思う。処理施設では汚水以外の雨水なども処理しているのか。

事務局：本市の汚水処理施設は黒磯水処理センターと塩原水処理センターの2箇所である。雨水については市街地の雨水を集めて河川に放流する形態をとっており、汚水処理施設で共に処理することはない。雨水については、管理費用はあまり大きくなく、改築に留意すればよい。ただ雨水の費用は、一般会計からの負担となり、今回の料金改定には影響しない。本市は分流式を採用しているため、汚水と雨水を一緒に処理することはない。

A委員：つまり、独立採算制は汚水部分に限定した理にかなったものであるということか。

会長：その通りである。他に意見や質問はあるか。なければ全体を通して追加の意見等をお伺いしたい。

会長：水洗化率について、くみ取り便所から水洗便所への切り替え義務や使用義務との関係を確認したい。水洗化率と接続率は同義か。

事務局：水洗化率と下水道接続率は同義と捉えている。ただし、下水道区域内でも未整備の箇所があるため、あくまで供用開始された区域において約92%が接続しているということである。

会長：承知した。他に質問はあるか。

D委員：私の家は昨年分担金を一括で支払ったが、まだ接続していない。残りの約7%に含まれると思う。何年以内に接続しなければならないといった決まりはあるか。

事務局：下水道への接続義務について回答する。浄化槽を使用している場合は、浄化槽が適切に機能しなくなった際などに、速やかに下水道へ接続するよう法律で定められている。くみ取り便所の場合は、供用開始から3年以内に接続する義務がある。

D委員：承知した。

B委員：改定率11.5%という数字は、経費回収率100%を達成し、過度に上回らずかつ5年間程度それを下回らないよう試算されたものか。

事務局：その通りである。

会長：他に意見はあるか。質問が出尽くしたようであれば、取りまとめを行う。事務局からは、資料25ページの通り、令和9年度に11.5%の改定を行なうという提案がなされている。この内容について、妥当性があるものとして受け入れていただけるか。

E委員：昨今の節水意識の高まりの中で値上げとなることについて、市民の懸念を払拭するために、値上げを行う理由の説明や啓発活動が必要であると思う。

会長：重要な指摘である。市民の負担が増える以上、背景を理解していただくことが不可欠である。改定が決定した際には、十分な周知と双方向のコミュニケーションをお願いしたい。現在、学校教育等の枠組みで上下水道に関する出前授業などは行っているか。

事務局：出前講座の枠組みはあるが、上下水道の仕組みを説明するようなものは実施していない。過去には小学生の施設見学があったが、コロナ禍以降、現在は中断している。

会長：委員の意見を踏まえ、さらなる啓蒙・啓発活動を検討願いたい。他にあるか。

A委員：今後、老朽化した排水管が新たに見つかった場合、今回の改定の範囲内で対応できるのか。

事務局：下水道会計の不足分は一般会計から負担している。下水道会計に不足が生じる場合は、下水道を使用していない市民も含めた市税（一般会計）から賄うこととなる。

会 長：八潮市の管路事故後、国から緊急点検の指示があったはずだが、不安な箇所はなかったか。

事務局：本市の場合、対象となる管路は多くなかったが、今年度の点検では大きな問題は見つかっていない。

会 長：再確認する。25ページの提案内容について、概ね了承いただけるということでよいのか。

<委員賛同>

4 その他
事務局より事務連絡

5 閉会